

事 務 連 絡

平成28年11月30日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

各 指 定 都 市 ・ 中 核 市

各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会

各 都 道 府 県 知 事 部 局 （ 私 学 担 当 ）

各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体 御中

各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会

附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人

各 都 道 府 県 知 事 部 局 （ 認 定 こ ど も 園 担 当 ）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許更新制における申請期限の到来及びその他の留意事項
について（事務連絡）

教員免許更新制については本年6月にも事務連絡において周知したとおり、本年度は、旧免許状（平成21年3月31日までに授与された普通免許状及び特別免許状）所持者のうち、平成29年3月31日に修了確認期限を迎える者（「第7グループ」）及び平成30年3月31日に修了確認期限を迎える者（「第8グループ」）が、免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける期間に該当しています。

また、新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された普通免許状及び特別免許状）所持者については、本年度は、有効期間の満了の日が平成29年3月31日である者及び平成30年3月31日である者が、免許状更新講習を受講し、有効期間を更新する期間に該当しています。（新免許状所持者の場合、有効期間の満了の日は、原則として教員免許状の授与の日から10年後の年度末となるため、最も早く平成32年3月31日である者が多いと考えられますが、教員免許状授与のための所要資格を得た年度の翌年度以降に教員免許状を授与された場合の有効期間の満了の日は、所要資格を得た日から10年後の年度末となるため、平成32年3月31日より早い者も一定数存在すると考えられます。）

つきましては、以下の各事項について今一度御確認いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関に対し、また、各指定都市・中核市におかれては域内の保育所等に対し、また、各指定都市・中核市教育委員会におかれては所管の学校その他の教育機関に対し、また、

各都道府県知事部局（私学担当）におかれては幼稚園を含む所轄の学校及び学校法人等に対し、また、各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体及び各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会におかれては域内の学校設置会社に対し、また、附属学校を置く各国立大学法人におかれてはその管下の学校に対し、また、各都道府県知事部局（認定こども園担当）におかれては域内の認定こども園に対し、本事務連絡が確実に学校長・園長等まで配布されるよう、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

1. 免許状更新講習受講後の修了確認等に係る手続について（別添1、2参照）

第7グループの旧免許状所持者のうち、国公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の現職教員（非常勤講師や臨時的任用の教員等を含む。）は、修了確認期限の2か月前（平成29年1月31日）までに、免許状更新講習を受講・修了するとともに、自ら、免許管理者である都道府県教育委員会に対し、更新講習修了確認を受けるための申請を行うことが義務付けられています。免許状更新講習を修了しない場合はもとより、免許状更新講習を修了しても、更新講習修了確認を受けるための申請を怠った場合にも、免許状が失効します。

また、有効期間の満了の日が平成29年3月31日である新免許状所持者も同様に、有効期間の満了の日の2か月前（平成29年1月31日）までに、免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に対して有効期間の更新申請を行わない場合、免許状が失効します。

校長（園長）や副校長（副園長）等の指導的立場にある者についても、免許状更新講習の受講義務がありますが、これらの者については、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）第61条の4又は平成20年改正省令附属第10条第1項に基づき、講習の受講免除を申請することができます。受講免除の申請は、修了確認期限又は有効期間の満了の日の2か月前までに、免許管理者に対して行う必要があります、申請期限までに受講免除の申請を行わず、かつ、免許状更新講習を受講・修了しなかった場合には、免許状は失効します。

また、旧免許状所持者で受講義務のある現職教員等（日本人学校への派遣教員（文部科学大臣の委嘱に基づき派遣される者。国立・私立学校から派遣される者も含む。）を含む。以下同じ。）及び新免許状所持者の現職教員等は、法令等に定める事由に該当する場合、修了確認期限を延期又は有効期間を延長することができます。延期又は延長を希望する場合は、修了確認期限又は有効期間の満了の日の2か月前までに免許管理者に対して申請を行う必要があります、申請期限までに延期又は延長の申請を行わなかった場合には、法令等に定める事由に該当していても、自動的に延期（延長）されることはないことに注意が必要です。

各都道府県教育委員会、各指定都市・中核市教育委員会、各都道府県知事部局（私学担当）、各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体、各構

造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会、附属学校を置く各国立大学法人及び各都道府県知事部局（認定こども園担当）（以下「各都道府県教育委員会等」という。）におかれては、所管の学校、認定こども園並びにこれらの学校等を設置する学校法人、学校設置会社及び社会福祉法人に所属する現職教員等の免許状更新講習の受講及び免許管理者への手続の進捗状況を適切に把握していただき、意図せず失効する者が生じることのないように努めていただきますようお願いいたします。

また、各学校においても、所属する教員の免許状更新講習の受講や免許管理者への手続の進捗状況確認が慎重に行われるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

2. 教員採用時の留意事項について（別添3参照）

旧免許状所持者で、修了確認期限時点で現職教員ではない者は、修了確認期限が経過した後も免許状は失効しませんが、修了確認期限経過後に教育職員になる場合には、学校や園に採用される前までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者の修了確認を受けなければなりません（教育職員免許法附則（平成19年法律第98号）第2条第7項）。

また、新免許状は、各自の免許状に有効期間の満了日が記載されており、有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了と免許管理者へ有効期間の更新を行うための申請が必要です。

修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者及び有効期間が経過した新免許状を所持する者については、教育職員として採用することはできません。それにも関わらず、新たに採用した教員が、有効な免許状を所持していなかったことが後から発覚した、という事例が数多く報告されています。有効な免許状を有していない者を教員として採用した場合、行われた授業の補習等により児童・生徒に多大な負担をかけることになるほか、保護者や地域、社会からの学校への信頼が損なわれるなど、教育現場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

各都道府県教育委員会等におかれては、新たに教員を採用するに当たり、旧免許状所持者についてはその者の修了確認期限を、新免許状所持者については当該者が所持する教員免許状の有効期間の満了日を、採用の前に必ず確認し、教員免許状が有効であることの確認を徹底していただきますようお願いいたします。また、所管の学校、認定こども園並びにこれらの学校等を設置する学校法人、学校設置会社及び社会福祉法人等で独自に教員を採用する際にも同様の確認が徹底されるよう指導・助言いただきますようお願いいたします。

また、万一、有効な免許状を所持していない者を教員として採用したことが発覚した場合、速やかに状況を是正するとともに、文部科学省に御一報いただきますようお願いいたします。

3. 保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて（別添4参照）

平成25年8月8日付け25文科初第592号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）」において連絡しましたとおり、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。平成27年4月1日施行。以下「改正認定こども園法」という。）」において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設され、その中心職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。））」は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則とされています。

ただし、改正認定こども園法の施行後5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の登録の、いずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができるという経過措置が設けられています（改正認定こども園法附則第5条）が、これらの、いずれか一方の免許・資格を持つ者については、経過措置期間が終了するまでに、もう一方の免許・資格を取得する必要があります。そのため、経過措置期間中に、保育所又は幼稚園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例を設け、免許・資格の併有を促進しております。

（参照：幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

各都道府県教育委員会等におかれては、所管の幼稚園、認定こども園、学校法人及び学校設置会社等に対し、上記のホームページも参考に制度の趣旨を周知いただくとともに、いずれか一方の免許・資格のみを有して保育教諭等となった者に対して、経過措置期間中に速やかにもう一方の免許・資格を取得するよう御指導いただきますようお願いいたします。

また、両方の免許・資格を有して保育教諭等となった者については、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わなかった場合、修了確認期限又は有効期間の満了日の経過をもって幼稚園教諭免許状は失効することとなります。この場合、更に「改正認定こども園法」に規定する5年間の経過措置期間の終了後は保育教諭等としての資格を欠くこととなり、教育職員としての身分を失うこととなります。

旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日を既に経過し、保育士の登録を行うことにより保育教諭等となった者については、経過措置期間が終了する前までに旧免許状の有効性の回復又は新免許状の再取得の手続を行わない場合、経過措置期間の終了後は保育教諭等を失職することとなります。

各都道府県教育委員会等におかれては、所管の幼稚園、認定こども園並びにこれらの学校等を設置する学校法人、学校設置会社及び社会福祉法人等に対し、制度の趣旨を周知いただくとともに、経過措置期間の終了間際である平成31年度には、講習の受講希望が集中することが予想されることも踏まえ、所属する保育教諭若しくは保育教諭になる可能性のある者に対して、免許状更新講習の受講期間を確認の上、当該期

間のできるだけ早い段階から講習を受講するよう指導いただくなど、計画的な免許状更新講習の受講を促していただきますよう、注意喚起等お願いいたします。

4. 免許状更新講習における選択必修領域の導入について（別添5参照）

平成26年9月26日付け26文科初第630号「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」において連絡しましたとおり、平成25年度に開催された「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」において免許状更新講習の見直しを行った結果、必修領域の内容を精選して新たに「選択必修領域」が追加され、平成28年4月からは、必修領域、選択必修領域、選択領域の三つの区分で免許状更新講習が開設されております。

ただし、平成28年3月以前に改正前の必修領域（12時間）を履修し、その認定を受けた場合、改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたものとみなす経過措置が設けられていますので、この場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。

各都道府県教育委員会等におかれては、所管の学校、認定こども園並びにこれらの学校等を設置する学校法人、学校設置会社及び社会福祉法人等に対し、免許状更新講習受講者、特に、平成28年4月以降の新たな枠組みで行われる免許状更新講習に受講期間が重なる第7グループ（修了確認期限が平成29年3月31日）及び第8グループ（修了確認期限が平成30年3月31日）の受講者に対してこのことについて周知されるよう指導・助言いただきますようお願いいたします。

5. 免許状更新講習の受講時期に関する留意事項について

前述のとおり、教員免許更新制においては、法令に規定するやむを得ない事由により、旧免許状所持者の修了確認期限若しくは新免許状の有効期間の満了日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認められる場合、申請により、修了確認期限の延期又は有効期間の延長（以下「延期等」という。）を行うことができます。

ただし、延期等を行った場合、免許状更新講習の受講期間は、延期又は延長後の修了確認期限又は有効期間の満了日にしたがって新たに定められますので、元の修了確認期限又は有効期間の満了日にしたがって定められた受講期間は用いられません。

受講期間外の免許状更新講習の受講は、免許状更新のための講習の受講として認められませんので、各都道府県教育委員会におかれては、延期等手続申請者に対し、延期等を行った場合の免許状更新講習の受講期間についても、適切に御案内いただきますようお願いいたします。

6. 現職教員でない教員免許状所持者への情報提供について

教員免許更新制は、主に学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に勤務する現職教員（臨時講師、非常勤講師を含む。）を対象としていますが、現在は現

職の教員等でない場合でも、将来的に教職に就くことを希望している等により、今後教員免許状を更新する必要があると見込まれる者が相当数存在していると想定されます。各都道府県教育委員会等におかれては、これらの者に対しても、問合せがあった等の際には、教員免許更新制に関する情報が適切に提供されるよう、御配慮いただきますようお願いいたします。

また、上述の平成25年8月8日付け25文科初第592号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）」において連絡しましたとおり、認可保育所の保育士で幼稚園教諭免許状を所持する者も免許状更新講習を受講できるよう受講資格が拡大されております。特に各指定都市・中核市におかれては、上記「3. 保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて」も踏まえ、幼保連携型認定こども園に移行する可能性のある域内の保育所等に対して適切な情報提供がなされるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

7. その他（別添6参照）

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に勤務する者であっても、現に教育職員（※）として雇用されていない者（現職教員でない者）は、教員免許状を更新する義務はないため、その他の免許状更新講習の受講対象区分に該当していない場合、免許状更新講習を受講することはできません。各都道府県教育委員会等におかれては、所管の学校、認定こども園並びにこれらの学校等を設置する学校法人、学校設置会社及び社会福祉法人等に対し、所属する職員の雇用形態を適切に把握し、教育職員として雇用している者については、必ず旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続を行わせるよう、指導・助言いただきますようお願いいたします。

※「教育職員」の定義については、別添6参照

今後とも、教員免許更新制に対する御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課
教員免許企画室 伊野、後藤
TEL：03-5253-4111（内線 3572）
E-MAIL：menkyo@mext. go. jp